

第3号議案 一般廃棄物処理施設の位置の許可（足立区決定）について

上記の議案を提出する。

平成28年6月29日

提出者 足立区長 近藤 弥生

本件一般廃棄物処理施設の位置について、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第51条
ただし書の規定に基づき許可する。

（提案理由）

一般廃棄物処理施設の位置の許可を行うにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案する。

許可の理由書

1. 位置・施設の概要

- 1) 位 置 足立区千住桜木二丁目18番11号
- 2) 地域地区 工業専用地域 準防火地域 高度指定なし
建ぺい率 60% 容積率 200%
- 3) 事業主体 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋NSビル
株式会社 要興業 昭和48年設立（当該地における操業開始は平成4年）
- 4) 敷地面積 3,018.18㎡
- 5) 施設内容
 - ア) 建物について
建物棟数：11棟
総計建築面積：857.77㎡
総計延べ面積：1,233.62㎡
主たる建築物の構造：鉄骨造
主たる建築物の階数：地上2階
主たる建築物の高さ：8.46m

イ) 処理内容(処理能力・処理量)

(分別処理)

廃棄物の処理内容	処理方法	平均処理量 (t/日)	計画	備 考
びんの分別	手選別	6.00 t	変更なし	色別に仕分け
廃プラスチック(不燃物)の分別	手選別	4.25 t	変更なし	事業系一般不燃物

(機械処理)

廃棄物の処理内容(機械別)	機械の処理能力 (t/日)	平均処理量 (t/日)	計画	廃棄物の種別
びんの破砕	4.0 t	3.49 t	変更なし	産業廃棄物
スチール缶の圧縮	15.74 t	7.56 t	変更なし	一般廃棄物・産業廃棄物
アルミ缶の圧縮	4.99 t	1.69 t	変更なし	一般廃棄物・産業廃棄物
ペットボトルの圧縮①	4.54 t	3.95 t	変更なし	産業廃棄物
ペットボトルの圧縮②	4.96 t	3.90 t	4.96 t	産業廃棄物・ <u>一般廃棄物(追加)</u>
廃プラスチックの圧縮	4.94 t	3.50 t	4.94 t	産業廃棄物・ <u>一般廃棄物(追加)</u>
合 計	39.17 t	24.09 t		

2. 理 由

処理能力5 t以上の一般廃棄物処理施設は、建築基準法第5 1条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築・増築（用途変更）ができない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築・増築（用途変更）が可能となる。

事業主体である要興業は、当該地において平成4年から、びん・缶・ペットボトル等の再生利用のための分別や圧縮処理を行っている。

今回、既存機械の処理能力の範囲内で一般廃棄物における処理内容を変更（増大）するため、許可を取得する必要性が生じた。

本許可申請にあたり、改めて町会や隣接住民への説明を行ったところ、特に施設（変更）に反対する意見は出なかった。また、東京都環境局との協議の上で生活環境影響調査を実施しており、周辺環境に与える影響は軽微であり、事業者が実行可能な範囲内で低減されていると評価されている。さらに、特定行政庁および関係課は現地調査を行い「建築基準法第5 1条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可基準」（平成2 7年3月2 5日決定）に適合していることを確認した。

申請地の位置

都市計画 用途地域図



許可申請地 (足立区千住桜木 2-18-11)

